

JIS

白熱電球類の安全仕様—第2部：一般照明用 白熱電球と互換性のあるハロゲン電球

JIS C 7551-2 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 2 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	岩 本 佐 利	社団法人日本電機工業会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	徳 田 正 満	東京大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 23.2.21

官 報 公 示：平成 23.2.21

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般的安全要求事項	2
4.1 一般的要求事項	2
4.2 表示	2
4.3 感電に対する保護	3
4.4 口金温度上昇, Δt_s	3
4.5 口金接着強さ	3
4.6 差込み形口金 (B 形) 及びその他の絶縁スカート付き口金が付いた電球の絶縁抵抗	3
4.7 充電部の露出及びサイドはんだの高さ	3
4.8 B15d, B22d 口金の沿面距離	3
4.9 寿命末期の安全性	4
4.10 互換性	4
4.11 紫外放射	4
4.12 照明器具設計のための参考情報	4
5 検査	4
5.1 形式検査 (設計検査, 定期検査)	4
附属書 A (規定) 強制破損試験	5
附属書 B (規定) 包装容器への表示図記号	6
附属書 C (参考) 照明器具設計のための参考情報	7
附属書 D (参考) 参考文献	8
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	9
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 7551-2:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7551 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7551-1 第 1 部：一般照明用白熱電球

JIS C 7551-2 第 2 部：一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球

JIS C 7551-3 第 3 部：ハロゲン電球（自動車用を除く）

白熱電球類の安全仕様—
第 2 部：一般照明用白熱電球と互換性のある
ハロゲン電球

Incandescent lamps—Safety specifications—
Part 2: Tungsten halogen lamps
for domestic and similar general lighting purposes

序文

この規格は、2005 年に第 2.1 版として発行された IEC 60432-2 を基に作成した日本工業規格であるが、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、主として従来の一般照明用白熱電球に直接代替可能なハロゲン電球（同一口金で、類似形状）の安全性及び互換性について規定する。その範囲を、次に示す。

- 定格消費電力：200 W 以下
- 定格電圧：50 V 以上 250 V 以下
- 外管：あらゆる種類の形状であらゆる種類の処理をされたガラス球
- 口金：B15d, B22d/25×26, E12/15, E14/20, E17/20, E26/25, E26/51×39

なお、口金の形式及び寸法は、JIS C 7709-1 による。

この規格に準じるランプは、セルフシールド機能があり、特別な表示をする必要はない。このため、従来の白熱電球に直接代替して使用する照明器具に、特別な表示は不要である。

注記 1 白熱電球の代替用ハロゲン電球は、白熱電球とガラス球の形状が同じである必要はない。

注記 2 北アメリカで使用されている E26/24 口金と、日本で使用されている E26/25 口金とは互換性がなく、E26 口金は 2 種類存在する。

注記 3 セルフシールド機能をもつ電球とは、照明器具に保護シールドが不要な電球である。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60432-2:2005, Incandescent lamps—Safety specifications—Part 2: Tungsten halogen lamps for domestic and similar general lighting purposes (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。